

Q 児童虐待の疑いが見受けられたときの対応について教えてください。

A 児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代にも引き継がれ、将来、更に深刻な社会問題へと拡大するおそれを含んでいます。このような児童虐待の根を絶ち、次代を担う子どもたちが安心して、健やかに成長できる社会をつくるために関係機関等と連携した積極的な取組が求められています。

私が小学校長として勤務していたとき、学童保育の指導員さんが校長室に来られ、「A君がお弁当を持ってきていないので、届けてくれるよう家庭に連絡をしましたが、『お昼は食べさせないで結構です。』との返事だったので、これは児童虐待に当たるのでしょうか。」との相談でした。今まで児童虐待の疑いを感じたことはないとのことでしたが、市の子育て相談課に連絡することになりました。一方、学校ではA君の担任と養護教諭に、保護者からの虐待を疑うようなこと（食事を与えられているか、身の回りの世話をされているか、不自然なケガやアザがないか等）に気を付けるように伝えました。

そのような中、「朝からお腹が空いてふらふらする。昨日の夕食と朝食を食べていない。」とA君が言っているとの報告を担当から受けました。詳しく聞き取りをしてもらおうと、親の言うことを聞かなかった罰として、食事を抜かれることが度々あることが分かってきました。すぐに市教育委員会、子育て相談課に連絡するとともに、休み時間に校長室で用意したおにぎりを食べさせました。

保護者に学校に来てもらい、子育てについて悩んでいることや困っていることがないか聞いてみると、どう子育てしたらいいのかわからず大変悩んでおられることが分かりました。子どもが親の言うことを聞かないので、罰（食事を与えない）を与えたら、親の考えるような子どもに育つのではないかという思いがそうさせたとのことでした。この話合いを通して、これからは「食べさせない」という罰をもう与えないのではないかと思いましたが、そう単純なことではありませんでした。それから、何度も同じようなことが繰り返されましたが、学級懇談会やPTA役員会の後、校長室で子育てについて話合いをもち、深刻化しないようにするとともに、A君の家庭状況について教職員間での共通理解できるよう職員会議で報告しました。また、学校としては、市町村教育委員会、子ども家庭相談センター、子育て相談課等とのケース会議をもつことや、毎月市町村教育委員会に現状を報告することを継続しました。

今回のケースは、すぐに子どもの命に関わるような事例ではありませんでしたが、児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所等へ通告しなければなりません。この際、保護者との関係については、児童保護の立場で毅然とした態度で接するとともに、関係機関と連携して取り組むことが必要です。

また、最近惹起した児童虐待事件から、要保護児童等が学校を7日以上（休業日を除く）欠席した場合等には、児童相談所等への情報提供を行う等、早期発見・早期対応が学校に求められています。

(参考資料)

- ・児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 (H30. 7. 2 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)
- ・研修教材「児童虐待防止と学校」(H18 文科省 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議)
- ・「児童虐待防止法及び学校の役割等」(H18 同上)

校種

小学校・中学校